

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年11月8日（金） 号外第88号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（5）（生活安全企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

公 安 委 員 会 規 則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月8日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

鳥取県公安委員会規則第5号

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則（平成21年鳥取県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、法第4条の3第2項の規定によるものにあつては次の表の3の項の右欄に掲げる医師のうちから、法第12条の3の規定によるものにあつては同表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから、それぞれ行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">受診命令の対象者</th> <th style="width: 50%;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）<u>第11条第3号</u>に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第11条第3号</u>に定める病気にかかっているおそれのある者</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 略</td> </tr> </tbody> </table>	受診命令の対象者	医師	1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第11条第3号</u> に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者	略	2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第11条第3号</u> に定める病気にかかっているおそれのある者	略	略		2 略		<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、法第4条の3第2項の規定によるものにあつては次の表の3の項の右欄に掲げる医師のうちから、法第12条の3の規定によるものにあつては同表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから、それぞれ行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">受診命令の対象者</th> <th style="width: 50%;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）<u>第8条第3号</u>に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第8条第3号</u>に定める病気にかかっているおそれのある者</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 略</td> </tr> </tbody> </table>	受診命令の対象者	医師	1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第8条第3号</u> に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者	略	2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第8条第3号</u> に定める病気にかかっているおそれのある者	略	略		2 略	
受診命令の対象者	医師																				
1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第11条第3号</u> に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者	略																				
2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第11条第3号</u> に定める病気にかかっているおそれのある者	略																				
略																					
2 略																					
受診命令の対象者	医師																				
1 法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第8条第3号</u> に定める病気を除く。）にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に該当するおそれのある者	略																				
2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第8条第3号</u> に定める病気にかかっているおそれのある者	略																				
略																					
2 略																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。